

研究報告

令和3年度特別展示「庁舎にみる税務署の歴史」について

税務大学校研究部税務情報センター
(租税史料室) 研究調査員
牛 米 努

◆SUMMARY◆

税務大学校研究部税務情報センター（租税史料室）では、15万点を超える税に関する歴史的資料（史料）を所蔵しており、税制や税務行政などの歴史を紹介する「常設展示」のほか、年1回の「特別展示」を行っている。

令和3年度の特別展示では、税務署庁舎とその地域との関連性に焦点を当て、税務署の統廃合とその影響、絵はがきになった税務署、昭和の税務署庁舎といった3部構成で展示し、税務署庁舎の歴史を振り返る。

本稿は、明治から昭和戦前期における税務署庁舎建設の変遷について、展示準備における調査結果を記すものである。

なお、特別展示は令和3年11月1日から令和4年10月31日までの期間で開催し、展示内容は「展示図録」として国税庁ホームページでも閲覧することが可能である。

[\(https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/sozei/tokubetsu/r03shiryokan/pdf/tenjizuroku.pdf\)](https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/sozei/tokubetsu/r03shiryokan/pdf/tenjizuroku.pdf)

（令和4年4月8日税務大学校ホームページ掲載）

（税大ジャーナル編集部）

本内容については、全て執筆者の個人的見解であり、
税務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式
見解を示すものではありません。

目 次

はじめに	136
1, 税務署創設と庁舎	136
2, 明治 42 年の税務署統廃合と庁舎	138
3, 税務署庁舎をめぐる地域の諸事情	141
4, 大正 13 年の行政整理と庁舎	144
おわりに	149

はじめに

令和 3 年度特別展示「庁舎にみる税務署の歴史」は、税務署の庁舎に焦点をあてた展示である。

税務署は府県の国税事務を分離して創設されたため、その前身の府県時代から徐々に独立の庁舎へと移転していくことになる。その際、適当な民間の建物を探して賃貸するのが基本であった。国税事務の大蔵省移管後、徐々に官有の庁舎も建築されるようになるが、当初は税務管理（監督）局庁舎が優先された。局の庁舎は税務署との合同庁舎であったが、単独での税務署庁舎の確保はそう簡単ではなく、そこに様々なドラマやエピソードが誕生することになる。

なお、今年度の特別展示は、新型コロナウィルス感染拡大防止の観点から、引き続き見学等を制限せざるを得ない事態となった。そのため例年とは異なり、特別展示オープンの令和 3 年 11 月 1 日から国税庁のホームページでも展示内容が閲覧できるよう、並行して作業を進めてきた⁽¹⁾。特別展示はホームページで「展示図録」として閲覧できることになり、全国の絵はがきになった税務署も閲覧可能となつた。

そこで本稿は、特別展示の内容紹介ではなく、明治から昭和戦前期における税務署庁舎建設の変遷について、展示準備での調査結果

を記すこととした。庁舎に関する展示は今回が初めてであり、今後の更なる調査の参考となれば幸いである。

1. 税務署創設と庁舎

明治 29 (1896) 年 11 月の税務管理局官制により、府県収税部は税務管理局に再編され、収税署は税務署と改称された。これにより、全国に 23 の税務管理局と 520 の税務署が誕生した⁽²⁾。税務署の直接の前身は府県の収税署であるが、その沿革を辿ると明治 22 年の府県収税部出張所に行きつく。府県収税部出張所は国税事務を取り扱う府県の出先機関で、土地台帳登録や国税収入事務等を府県の直轄に移すことで郡市役所事務の削減を図ることが目的であった⁽³⁾。そのため府県収税部出張所は郡市役所所在地に設置が命じられ、多くはそこに併設されたようである。また、酒造税や煙草税などの検査にあたる租税検査員派出所も府県収税部出張所に併置された。これにより府県収税部は、収税部出張所と租税検査員派出所という、収税と検税の出先機関を管轄することとなり、それを主税局が監督する体制となるのである。

収税部出張所は明治 22 年 7 月以降、それぞれの郡市役所所在地に設置されていく⁽⁴⁾。租税検査員派出所も収税部出張所に併置された。ただ、その実態は府県により異なつてい

るよう、郡市役所の敷地内に別の庁舎を構える場合や郡市役所庁舎内に設置されることもあったようである。

明治 23 年 10 月の地方官官制の改正により、府県収税部は直税署・間税署に分割され、収税部出張所は直税分署、租税検査員派出所は間税分署となる。そして、同 26 年 10 月に再び収税部となり、直税分署・間税分署は統合されて収税署となるのである。

収税署庁舎は、このような制度的変遷のなかで開設されていくことになる。たとえば、福岡県収税部は福岡県庁の敷地内にある元裁判所跡に移転し、明治 22 年 8 月からは収税部福岡出張所もそこに移転している⁽⁵⁾。県庁所在地の収税署の多くは、府県収税部との合同庁舎だったようで、その最大の理由は経費節減である。また、福島県収税部喜多方出張所は耶麻郡役所から、大阪府収税部富田林出張所は石川外 6 郡役所から別の庁舎に移転している⁽⁶⁾。収税部出張所は、設置からほどなく別の庁舎への移転が始まっていたことがわかる⁽⁷⁾。

こうした庁舎移転の背景を窺い知る史料として、明治 22 年 11 月の神奈川県収税部大磯出張所の庁舎建設に関する約定書は注目される⁽⁸⁾。収税部大磯出張所の庁舎は、大住・淘綾郡役所の敷地内に建設されたが、「其筋」から大磯町長を含む地元の有志 4 名に家屋新築の要請があったという。約定書には、庁舎新築費 180 円余を有志 4 名で平等に負担すること、神奈川県収税部長と 1 か月 6 円の家賃で 5 か年契約とすることなどが記されている。収税部長とあるのは、収税長のことである。「其筋」とは、おそらく県知事であろう。県の要請により大磯町の有力者が新庁舎を建築し、収税部出張所として県に貸与したのである。

また、新潟県収税部巻出張所の庁舎は、昭和 9 年の回顧談によれば、巻町内だけでなく郡内の有力者など 54 名余から建設資金を募

り、地元町民の労力奉仕などもあって、明治 23 年 9 月に完成したとされている⁽⁹⁾。当時としては珍しい西洋建築なので、近郷近在からも見物人が来たという。なお、『巻町史』通史編には、巻税務署は明治 21 年 7 月に「田丸屋（沢栗）・福安（内藤）などの巻の有力商人が出資していた貸貸家屋建築業桃苑会が建て、国に寄付した」と記されている⁽¹⁰⁾。庁舎建設日が異なるのは、両者とも後世の回顧談であるから致し方ないところである。ただ、巻税務署の庁舎は、昭和 8 年 5 月の大蔵省の調査では明治 23 年 12 月の建設で、賃料 1 か月 50 円の民有家屋である⁽¹¹⁾。ここでは大蔵省の調査に従うこととする。それはともかく、巻税務署庁舎は、もともとは収税部出張所庁舎として地元が建築して県に貸与したもので、そのまま継続して使用したのである。その後、建物は国に寄付されたのかもしれないが、それは建設時点ではなく、ずっと後のことのようである。ここでは、収税部出張所の庁舎が地元有志により建設されたことを確認するに留めたい。

勿論、このような地元の有力者による庁舎建築は特殊な事例であり、府県収税部時代の庁舎は民間の建物を賃貸して確保されていた。宮城県では、明治 28 年に管内収税署の郡役所からの移転が図られている⁽¹²⁾。このとき、大河原・吉岡・古川・築館・佐沼の 5 収税署が府県徵収費により、それぞれ郡役所から分離して民間の建物を借り入れて移転している⁽¹³⁾。

このように税務署の庁舎は、基本的には府県収税部出張所時代に郡役所内に設置され、その後、徐々に民間の建物に移転していくのが一般的である。庁舎の借入は税務署長ではなく税務管理（監督）局長の権限とされた⁽¹⁴⁾。そのため、明治 36 年 2 月の庁舎借入に関する主税局通牒では、庁舎の新築や修繕の際に貸主に対して長期の借り上げを口約束することのないよう注意がなされている⁽¹⁵⁾。その間

に、廃止や移転となれば「徳義上」の責任を負うことにもなりかねないからである。東京局では、同年4月に税務署所用建物借入手続を定め、賃貸契約書の雛形にもとづいて税務署長から局長に稟申するとされた⁽¹⁶⁾。

その後、明治38年になると庁舎賃貸料の節儉が強調されるようになり、町村間の競争心を利用して紛擾を釀すことの無いよう主税局長から注意がなされている⁽¹⁷⁾。庁舎をめぐる地元とのトラブルが、「官衙ノ威信」を損なわせることが危惧されたのである。大蔵省は明治38年に局署の土地建物借入手続を改正し、賃料の増加や修繕費用については大蔵大臣の認可が必要とされた。そして、毎年1月1日現在の局署の土地建物の賃料を主税局に報告することになったのである。

こうした経費節減方針のもと、日露戦後は大蔵省臨時建築部による官有庁舎や地元有志による新庁舎建設が進められることになる。大蔵省臨時建築部の設置は明治38年10月で、局署庁舎の建設も手掛けた⁽¹⁸⁾。たとえば、明治41年12月に竣工した大阪税務監督局庁舎は中ノ島税務署との合同庁舎で、同建築部の設計・監督によるものである。同庁舎は、「華を去り實に就くを旨とする」とか、「実用的堅牢」などと評される実用本位の建物であった⁽¹⁹⁾。官有庁舎は、あくまでも実用本位に設計されたのである。

一方、民間による庁舎建設も行われている。明治43年に小谷忠助という人物が元の生命保険会社の建物を買収して修理を加え、税務署庁舎として貸し出した富山署（富山県）のような事例もある⁽²⁰⁾。小谷忠助は富山市中町の絹織物業者のようである⁽²¹⁾。これは税務署長の要請に、小谷忠助が「義侠心」をもって応じたものと評されている。同45年に政府が買収する際、小谷忠助に対して感謝状と記念品の贈呈がなされ、その公共のために私財を投じた義侠心が称えられている。こうした事例は他にも確認できる。明治41年の松本

署（長野県）の庁舎は、今井五介という人物が「好意」により税務署庁舎用の建物を設計・新築して貸与したものであった⁽²²⁾。今井五介は片倉製糸松本所長で、庁舎は片倉製糸会社の所有であった。今井五介は松本商業会議所初代会頭や松本電灯社長などを務めた実業家であり、大正7年には貴族院議員にも選出される人物である。

税務署の新庁舎建設には、地元有力者の国や地域への並々ならぬ貢献があったのである。

2. 明治42年の税務署統廃合と庁舎

日露戦後、経費削減を目的とする行政整理が断行され、明治42（1909）年11月の官制改正により大規模な税務監督局と税務署の統廃合及び定員削減が行なわれた。横浜・神戸・長崎・金沢・松江の5局が廃止され、18の税務監督局は13になり、493の税務署は400に大幅に削減された⁽²³⁾。大阪税務監督局管内は10の税務署を統合して、玉造（上福島・平野郷を統合）、住道（八尾・枚方）、上郡（赤穂・佐用）、三輪（三輪・松山）、粉河（岩出・橋本）の5つの税務署が新設された⁽²⁴⁾。また、大阪市内は、分割により東・南（船場を分割）、西・北（中ノ島）の4署が新設された。

大規模な税務署の統廃合に先立ち、大蔵省は税務監督局を通じて事前に統廃合案についての意見聴取を行っている。たとえば、熊本局の場合、佐敷署を八代署に併合し、東郷署を折尾署に併合して若松署と改称し、四日市署を中津署に併合する案が示され、その得失などが秘密裡に諮問されている⁽²⁵⁾。熊本局は、八代署と佐敷署の合併には同意したものの、東郷署は折尾署ではなく福岡署との合併が適当とし、中津署と四日市署の合併には「到底円満ニ纏ル見込ナシ」として反対意見を上申している。しかし、佐敷署と東郷署の合併は熊本局の意見通りとなったが、四日市署は中津署に合併となった。

このとき熊本局は、他局管内と同一名称の

税務署である福島署（仙台局）を八女署、四日市署（名古屋局）を宇佐署、森署（横浜局）を玖珠署と改称することを上申している。いずれも管轄する郡名への改称である。そして、福岡署と若松署については、他府県よりも有名であることを理由に改称しないよう要望している。その結果、福島署は八女署に改称されるが、四日市署は中津署に合併されて廃止となり、森署は横浜局の森署（静岡県）が見付署に合併となったので、そのままとなった。福岡署は、岩手県の福岡署が管轄する郡名の二戸署と改称して要望通りとなった。また、折尾署は若松町へ移転して遠賀署となったので、若松署は福島県だけとなった。こうしたことは全局において行われ、その結果、同一名称の税務署は存在しなくなった。ただ、同一名称は解消されたものの、大正2年に遠賀署は折尾に再移転している⁽²⁶⁾。この間の事情については後述する。

大阪局と熊本局の事例から、明治42年の税務署の統廃合について具体的にみてきた。統廃合により新設された税務署名は所在する町村名が多いが、同一の署名を改称する場合は管轄する郡名に変更したものが多かった⁽²⁷⁾。これまで同一名称の税務署については、混同しないように署名に府県名を付記することで区別していたが、その手間は省かれるこことなった⁽²⁸⁾。

このような大規模な税務署の統廃合に際して、金沢局を統合した京都税務監督局は税務署統廃合後の管内納税者の動向を調査してい

る⁽²⁹⁾。福井県の雲浜署（遠敷郡）と高浜署（大飯郡）の合併により小浜署が新設されるが、同署は旧雲浜署庁舎を仮庁舎として、翌年に小浜町に移転した。民心調査は主に廃止となつた旧高浜署管内を対象に行われたが、小浜港との汽船の往復便により、それほど納税者からの異論はない記されている。また、小浜署長が管内の町村役場を実地に視察し、特に問題がないことも報告されている。税務署の統廃合は政府の財政上の理由によるものであるが、管内の町村役場や納税者の動向にも充分な配慮が当然必要になるのである⁽³⁰⁾。

小浜署管内では、それほどの異論はなかつたものの、大規模な税務署の統廃合は地域において様々な反応を呼び起した。ひとつは廃止された税務署の復活運動で、もうひとつは税務署の移転（誘致運動）である。税務署などの国の出先機関の存在は、府県の出先機関である郡役所なども含めて、それまで地域における行政の中心として発展してきた町村の歴史の一部でもある。廃止された税務署の復活は勿論、統廃合にともなう税務署移転の要望は、地域の発展に関わる重要な問題でもあったのである。

表1は、帝国議会で採択された税務署復活等の請願の一覧である。請願の理由となった税務署の廃止は、明治37年、同42年、大正2年と同13年であるが、まずは日露戦後の行政整理に関連する大正13年以前の請願について検討しておきたい。

表1 大正13年以前の税務署復活等の帝国議会への請願

府県名	税務署名	請願年	請願者	内 容	沿 革	
東京府	府中署	明治42年	府中町長他	署の復活	明治37年に八王子署に合併	
		明治43年	府中町長他			
		大正10年	府中町長他			
広島県	忠海署	明治43年	田万里・小谷組合 村長他	署の復活	明治42年に西条署に合併	
		大正7年	佐江崎村長他		大正2年尾道署に合併	
福岡県	香春署	明治43年	方城村長他	署の復活	明治42年に直方署に合併	
大分県	四日市署	明治43年	四日市町長他	署の復活	明治42年に中津署に合併	
大分県	国東署	明治43年	国東町長他	国東町への移転	明治42年に直方署に合併	
		明治44年	国東町住民	署の復活		
		明治45年	国東町長他			
秋田県	湯沢署	明治44年	湯沢町長代理他	署の復活	明治42年に横手署に合併	
		大正7年	湯沢町住民			
岡山県	総社署	明治44年	総社町長	総社町への移転	明治42年に倉敷署に合併	
大阪府	八尾署	明治45年	八尾町長他	署の復活	明治42年に枚方署と併合して住道署	
山梨県	日下部署	大正7年	日下部村住民	署の復活	明治37年に石和署に合併	
		大正8年	後屋敷村長他			
		大正10年	日下部村長他			
		大正11年	日下部村長他			
三重県	木本署	大正7年	木本町住民	署の復活	大正2年に尾鷲署に合併	
福島県	喜多方署	大正8年	喜多方町住民	署の復活	明治42年に若松署に合併	
		大正9年	喜多方町住民			
青森県	黒石署	大正9年	黒石町長他	署の復活	明治42年に弘前署に合併	
		大正10年	黒石町長他			
		大正11年	黒石町住民			
茨城県	取手署	大正10年	取手町長他	署の復活	明治42年に龍ヶ崎署に合併	
鳥取県	二部署	大正10年	根雨町長	根雨町への移転		
福島県	三春署	大正11年	三春町長他	署の復活	大正2年に郡山署に合併	
		大正12年	三春町長他			
長野県	屋代署	大正11年	森村住民	署の復活	大正2年に上田・長野署に分割	
		大正11年	篠ノ井町長他	篠ノ井町への新設		
長崎県	諫早署	大正11年	諫早村長他	署の復活	明治37年に長崎署に合併	

国立公文書館所蔵「公文雜纂」明治42年(第32巻)、明治43年(第32巻)、明治44年(第29巻)、大正7年(第16巻)、大正14年(第16巻)、「議院回付請願書類原議」大正1~5年(6)、大正3~8年(7)、大正9~11年(8)、大正10~11年(9)、大正11~13年(10)により作成。

もっとも早いのは明治37年に廃止された府中署(東京府)で、統廃合案と同じ明治42年3月に衆議院に提出されている⁽³¹⁾。この請願は認められなかったが、その理由は八王子

署への統合による納税者、とりわけ織物業者への不便が認められないことや、課税物件が増加していないことが挙げられている。そして、なによりも膨張する徴税費の節減が強調

されている。大規模な税務署の統廃合の方針が出されている状況下では、当然の結果といえる。

国東署（大分県）の庁舎移転請願は、明治42年に同署が日出署へ合併したことによるものである。国東町長をはじめとする町民が連署して、税務署を日出町から国東町に移転させる内容で、いわば自分たちの町への税務署誘致の請願である⁽³²⁾。この請願は、国東町の位置が管内の北方に偏り過ぎているという理由で認められなかった。

しかし、こうした請願は、その後の財政事情の改善のなかで再検討が加えられていく。大正10年度予算では、これまでの臨時部の税務署庁舎其他新營費に加え、税務署増設に関する経費が経常部予算として計上された⁽³³⁾。その結果、大正10年度には瀧川・名寄（北海道）、喜多方（福島県）、木本（三重県）、忠海（岡山県）、国東・四日市（大分県）の7署が増設となった。このうち、喜多方・忠海・国東・四日市の4署は明治42年に、木本は大正2年に廃止された税務署の復活であった。

大正10年度の7署の増設により、復活を含む税務署新設の動きが活発化することが予想され、同年には税務署復活の要否に関する調査がなされている⁽³⁴⁾。調査対象は、明治37年・同42年・大正2年の行政整理で廃止された税務署である。管内の面積や人口、税額・管轄図などを添えて、復活の要否に関する税務署長の具体的な意見を聴取するものであった。主税局としては、こうした調査を踏まえて税務署新設計画を作成していったのである。また、大正11年には前年4月の郡制廃止で不用となった郡会議事堂の庁舎買い入れのための調査なども指示されている⁽³⁵⁾。建物の坪数と敷地の坪数や、それぞれの見積価格など具体的な内容である。

明治42年の行政整理による大規模な税務署の統廃合後、大正2年の統廃合も含めて、大正10年以降には復活を含む税務署新設へ

と転換していくのである。

3. 税務署庁舎をめぐる地域の諸事情

税務署の廃止や新設は政府の財政事情に左右されたが、税務署庁舎には地域の諸事情が様々に絡んでいた。だいたい郡役所所在地には、税務署以外に警察署や区裁判所および裁判所出張所、郵便電信局、小林区署などが設置され官庁街を形成していることが多い。区裁判所および裁判所出張所は地方裁判所の下位の機関で、郵便電信局は郵便以外に電信業務もできる郵便局、小林区署は国有林を管理する営林署の前身となる機関である⁽³⁶⁾。また、こうした官庁街には中学校や高等女学校などの高等教育機関も設置されていた。なかでも、町村を直接監督する郡役所と税務署の位置は、管内の町村にとって大きな関心事であった。そのため郡役所の移転が税務署庁舎の建設に影響することも少なくなかった。

先に触れた遠賀署（福岡県）は、明治42年以前に折尾村から若松町に移転して若松署と改称することが決定されていた。しかし、税務署の若松町移転には管内町村の反対が強かつたことがわかる⁽³⁷⁾。そのため、遠賀郡を地盤とする衆議院議員野田卯太郎や遠賀郡会議長佐藤実などの政治家とも相談して、町村長の連名による遠賀署の折尾村への再移転の請願書が、大正元（1912）年に遠賀署長を通して熊本局長に提出されるのである。その内容は、折尾村は郡の中央に位置する鉄道や海運などの交通便利な市街地で、郡役所などの官衙が集中し、東筑中学校などの高等教育機関があることを理由に、税務署の再移転を求めるものであった。折尾村への再移転は遠賀郡会で議決され、郡会議長が上京して菅原通敬主税局長に陳情している。そして、旧折尾署庁舎を修繕して新庁舎とすることなど、地元町村が税務署移転に種々の便宜を図ることが申し入れられたのである。こうした地元町村の強い要望により、大正3年に遠賀署は若

松町から折尾村へ再移転したのである。

また、大磯署（神奈川県）の事例は、地域における税務署移転（誘致）の典型と言えるかもしれない。大磯署の移転問題は、神奈川県の郡役所新築計画が引き金となった。神奈川県は大正2年に高座郡役所を新築し、同3年度は愛甲郡役所、同4年度は中郡役所の新築計画を進めることになった。中郡役所の所在は大磯町である。その際、神奈川県は、庁舎建設費はすべて県費とするが、建設地の町村に600坪以上の敷地を寄付させるという条件を提示したのである。中郡役所の敷地は拡充が必要であり、大磯町はなかなか条件をクリアできないでいた。そのため、大正3年に平塚町が郡役所建設に名乗りを上げ、大磯町がこれに反対するという事態になったのである⁽³⁸⁾。

その後、紆余曲折を経て郡役所は大磯町に建設されることになり、大正7年10月に新庁舎が落成する。しかし、郡役所移転問題は大磯署移転へと波及していたのである。この当時、大磯署は適当な新庁舎を探していたが、財政面から大磯町による庁舎建設は困難と判断していた。そこに平塚町から税務署の移転が打診されたのである。税務署の事務は郡役所と密接なため、両者が同じ町にあるほうが地元町村には何かと便利であった。そこで平塚町は、郡役所移転への賛同を得るため税務署移転を持ちかけたのである。大磯署は、移転問題の影響を慎重に見極めながら東京税務監督局の判断を仰ぎ、大磯町との庁舎建設に関する具体的な交渉に入ることになった。

郡役所存続を求める大磯町は、町費での税務署庁舎建設を断念し、有力者による株金出資方式で庁舎建築費を調達することになった。株金は500円から25円までに設定され、78名の出資者がこれに応じた⁽³⁹⁾。こうして建設された新庁舎は町から国に賃貸されることに

なり、大正4年12月に大磯署の新庁舎が完成したのである。地元紙は、これにより大磯町は税務署の引き留めに成功したと報じている⁽⁴⁰⁾。大磯町は大正6年9月に登記所庁舎も新築し、同様に賃貸している。

遠賀署や大磯署の事例は、税務署などの官庁が地域にとって重要な存在だったことを示している。そのため庁舎建設は、地元町村や地域住民の積極的な協力のもとに行われた。しかしそれは、適当な庁舎の建設が簡単ではなかったことを逆に物語るものでもあった。

大正2年2月、主税局は新庁舎の賃貸料が増加して当初予算を超過しているとして、民間有志を勧誘した新庁舎建設による賃貸料の増額を見合させる通達を発している⁽⁴¹⁾。さきの大磯署の場合は町が税務署の存続を強く望んだこともあり、これまでの賃貸料と同程度に抑えられたが、一般には新庁舎建設にともなう賃貸料の増加は予算をはるかに超過していたのである。主税局は、現在の民有庁舎での執務上の不便は理解できるとし、予算不足により官有庁舎の建設が遅れていることを遺憾とするが、賃貸料の増額を前提とした新庁舎建設や大規模修繕は認めないとしたのである。

こうした事情もあって、大正初期には区裁判所庁舎への税務署の移転が増加したのである。大正2年4月、行政整理により128の区裁判所が廃止された。大正2年6月には税務監督局も13から8に、税務署も400から388に統合されているが、それは他省庁も同じであった。そのため、廃止された区裁判所の庁舎へ移転する税務署が少なくなかったのである。しかし、その後に多数の区裁判所が再び設置されていくことにより、これらの署の庁舎確保が急務となるのである。

表2は、大正2年の廃止と、それ以後の同8年までに設置された区裁判所の一覧である。

表2 区裁判所の興廃

府県名	大正2年4月廃止	大正6年7月設置	大正7年3月設置	大正8年3月設置
北海道	福山、寿都、紗那、厚岸	寿都		岩見沢、名寄
青森県	野辺地、鰺ヶ沢、五所川原	五所川原、鰺ヶ沢		
岩手県	花巻、福岡、水沢	二戸	花巻、水沢	
宮城县	大河原	大河原	湯沢	
秋田県	能代、花輪、湯沢	能代	湯沢	
山形県	新庄、長井	新庄		
福島県	田島			
栃木県	真岡、大田原、佐野	大田原	芳賀	足利
群馬県	沼田、中之条、太田、富岡	沼田、新田	北甘樂	中之条
茨城県	太田、麻生、龍ヶ崎	太田、麻生		龍ヶ崎
埼玉県	越ヶ谷、幸手、大宮	秩父		越ヶ谷
千葉県	松戸、佐倉、一宮本郷、佐原、木更津	木更津、佐原	松戸	佐倉、一宮本郷
東京都	新島、八丈島、父島			
神奈川県				
山梨県	鍬沢			鍬沢
長野県	飯山、大町、福島、岩村田、飯田	飯山、岩村田、木曾、大町		
新潟県	三条、柏崎、糸魚川	三条	柏崎	糸魚川
富山县	魚津、杉木新	魚津		出町
石川県		小松		
福井県	三国、武生、大野、小浜、高浜	小浜	大野	武生
岐阜県	八幡、大垣	大垣		八幡
静岡県	藤枝、吉原、掛川	掛川		吉原
愛知県	一宮、津島、半田、西尾、新城			一宮、半田、新城
三重県	松阪、亀山			松阪
滋賀県	水口、八幡、今津			水口
京都府	伏見、木津、園部、峯山	峯山	園部	
大阪府	池田、茨木、枚方、岸和田、富田林			
兵庫県	伊丹、明石、柏原、社、村岡	明石	伊丹、社	岸和田
奈良県	松山、高田		宇陀	柏原
和歌山县	龍野、妙寺	龍野	妙寺	葛城
鳥取県	溝口			
島根県	木次、今市	今市	木次	
岡山县	片上、新見、笠岡、勝山	笠岡、新見、勝山		
広島県	竹原、庄原			
山口県	徳山、柳井津、船木	徳山		竹原、庄原
徳島県	撫養、富岡、川島	富岡	川島	船木
香川県	三本松、観音寺	観音寺		
愛媛県	八幡浜			八幡浜
高知県	赤岡、須崎	須崎		
福岡県	甘木、吉井、福島	八女		甘木、吉井
佐賀県	武雄、伊万里	武雄		伊万里
長崎県	大村、武生水	大村	武生水	
熊本県	三角、御船、高瀬、人吉	御船、人吉	高瀬	
大分県	佐伯、杵築、玉津	杵築、佐伯	玉津	三角
宮崎県	高千穂	高千穂		
鹿児島県	知覧、加治木	知覧		
沖縄県	宮古、八重山	平良		加治木

大正2年4月法律第8号、大正6年7月法律第13号、大正6年9月司法省告示第34号、大正7年3月法律第16号、大正8年3月法律第22号による。また、司法省『司法沿革誌』(法曹会、昭和14年)を参照した。下線は大正2年の廃止後に税務署が移転した区裁判所である。

かなりの数の区裁判所が復活していることがわかる。そのため廃止された区裁判所の庁舎に税務署が移転したものの、区裁判所の復活により別の庁舎へと再移転を余儀なくされた事例が少なからず確認できるのである。区裁判所庁舎の所在地は、大正6年設置分だけが判明する⁽⁴²⁾。このときは、大正6年7月に設置が公布され、同年9月に開庁となっている。この短期間に、新庁舎を探さなければならぬ事態となったのである。これらの庁舎の所在地と、大正2年の区裁判所廃止以降に移転した税務署と、大正6年に設置された区裁判所の所在地を比較すると、表2の下線で示した10署が同じなのである。つまり、大河原・新庄・大田原・木更津・三条・小松・大垣・笠岡・新見・須崎署は、廃止された区裁判所庁舎に移転したものの、同6年の復活により再移転を余儀なくされたのである。なお、区裁判所は大正7年と同8年にも復活しており、このときにも同様のことが起きている可能性がある。

これを木更津署（千葉県）の事例で確認しておこう。木更津署庁舎の変遷については、『木更津税務署百年史の歩み』に以下のよう

に記述されている⁽⁴³⁾。まず、明治24年9月に前身である木更津直間税分署が民間の建物に移転し、その後、君津郡役所の元庁舎に移転した。そして、大正2年4月に廃止となった木更津区裁判所の庁舎に移転したのである。そのため、同署の新営予算は北條署（千葉県）に回されたという。しかし、大正4年に裁判所が復活したため、同年8月に民間の建物に移転し、その後、大正11年4月に新庁舎が建設されたとある。既述のように、区裁判所の復活は大正4年ではなく大正6年である。木更津署は大正6年8月に民間の建物に移転し、さらに大正11年に旧横浜署（神奈川県）の用材等で新築された庁舎に移転したのである。

4. 大正13年の行政整理と庁舎

大正13（1924）年11月から12月にかけての行政整理により、丸亀税務監督局と50の税務署が廃止され、職員定数も大幅に削減された。戦前において局署の数が最少だったのは、このときである。

表3は、大正13年以降の帝国議会への税務署復活等の請願の一覧である。

表3 大正13年以降の税務署復活等の帝国議会への請願

府県名	税務署名	請願年	請願者	内 容	沿 革
新潟県	小千谷署	大正14年	小出町長代理他	小出町への移転	大正13年に六日町署を合併
大分県	佐伯署	大正15年	佐伯町長他	署の復活	大正13年に臼杵署に合併
		昭和6年	佐伯町長他		
新潟県	安塚署	大正15年	安塚村住民	署の復活	大正13年に高田署に合併
		昭和2年	安塚村住民		
		昭和7年	安塚村住民		

国立公文書館所蔵「公文雜纂」大正15年～昭和元年（第18巻）、昭和2年（第23巻）、昭和6年（第28巻）、昭和8年（第32巻）、「議院回付請願書類原議」大正9～11年（8）、大正10～13年（11）により作成。

小千谷署（新潟県）の小出町移転は、大正13年の六日町署の合併により管内の中央に位置することになった小出町への移転を求めるものである⁽⁴⁴⁾。小出町の税務署誘致運動に

対抗して、小千谷町でも関係町村長と連携して税務署移転反対の動きを見せていくことが新潟県知事から報告されている。結局、この請願は認められなかった。また、大正15年

から復活が請願されていた安塚署（新潟県）は、昭和 8（1933）年 8 月に念願の復活を果たした⁽⁴⁵⁾。同署の場合、交通不便等による住民の困難は大蔵省も認めるところで、税務署廃止後に「分派所」を設置して対応していた。「分派所」は官吏を駐在させて「間税関係の用務を行う」出張所のようなもので、安塚・松代・松之山の管内の主要な 3 か村に設置された。このような状況もあって、昭和 8 年に安塚署の復活が承認されるのである。大正 13 年以降の請願数は少ないが、帝国議会への請願は地域における税務署復活運動の手段の一つであり、外にも様々なルートがあったことは既述の通りである。

この時期の庁舎建設に関する出来事としては、大正 14 年 5 月の大蔵省營繕管財局の設置がある⁽⁴⁶⁾。大正 12 年 9 月の関東大震災により官庁の建物が大きな損害を被り、それらの復旧等が急務となった。そのため、これを契機として各省庁の營繕事業を統一して経費削減を図ることが意図されたのである。日露戦後に設置された臨時建築部は、大正 2 年に大蔵大臣官房臨時建築課となるが、それも營繕管財局に引き継がれた。大蔵省營繕管財局が政府関係の營繕事務を統一的に管轄できたわけではないが、全国の税務署庁舎建設は引き続き營繕管財局の管轄となった。

昭和元年度の税務署庁舎は約半数が民有の建物で、官有庁舎も老朽化や狭隘化が進んでいた⁽⁴⁷⁾。これ以降、税務署は、福井・倉吉・宮津・半田（昭和元年度）、東京税務監督局・神田橋・太田・鶴岡・住道〔布施と改称〕（昭和 2 年度）、松本・福岡・小田原・瀧川・一宮・豊岡（昭和 3 年度）、小樽・松戸・古川・高松・津山（昭和 4 年度）、唐津・淀川（昭和 5 年度）の官有庁舎が新築されている。

この時期の庁舎建設について、淀川署（大阪府）の事例を紹介しておきたい。淀川署は、大正 15 年 9 月に玉造署の管内から、東淀川区と西淀川区を分割して新設された⁽⁴⁸⁾。仮庁

舎は淀の水高等女学校の旧校舎を借り入れた。そのため新庁舎建設は淀川署の懸案事項となり、昭和 4 年 4 月には管内の所得調査委員と相続税審査委員の租税委員や酒造業者・鴻池組などの法人が連名で新庁舎建設を大阪税務監督局長に陳情している。新庁舎の敷地は、署長が所有者と交渉の結果、「國家の營造物たる官庁が建築される」というので、時価の半額程度で買収できることになり許可されたのである。

庁舎新築の理由は營繕管財局が指摘する老朽化や狭隘化、交通の不便など様々であるが、管内の納税者からの陳情や請願がその後押しをしていたといえよう。また淀川署の事例からもわかるように、庁舎建設費用だけでなく敷地の確保も重要であった。昭和 3 年落成の一宮署（愛知県）の場合、敷地として寄付された土地はまとめて一宮市から国に寄付されている⁽⁴⁹⁾。おそらく敷地の寄付者たちは、所有地との交換や購入などにより敷地の取り纏めに尽力したものと推測される。

しかし、昭和 6 年度から 7 年度の行財政整理で大幅な定員削減がなされ、税務署の統廃合も検討される事態となった。表 4 は、このとき作成された税務署統廃合案である。この案は実現しなかったが、緊縮財政への転換は庁舎新築に大きな影響を及ぼすことになる。

表 4 昭和 6 年 11 月の税務署統廃合案

府県名	廃止署	合併署
青森県	鰺ヶ沢	五所川原
福島県	坂下	若松
栃木県	鹿沼	宇都宮
茨城県	松原	太田
長野県	大町	松本
新潟県	巻	新潟
岡山県	西大寺	岡山
広島県	吉田	三次
大分県	三重	竹田

国立公文書館所蔵「昭和財政史資料」第1号・第112冊。

表5は、昭和8年5月現在の民有庁舎の一覧である。

表5 昭和8年5月現在 民有庁舎一覧

局名	府県名	税務署名	(敷地)	建設年月	備考
東京	東京都	京橋 四谷 渋谷 荒川 青梅	○ ○	昭和3年10月 明治18年前後 大正2年2月	昭和10年9月(新設) 昭和10年9月(新設)
	神奈川県	川崎 藤沢 大磯	○	大正4年9月 大正13年3月 (不明)	
	埼玉県	川越 秩父 熊谷 忍 粕壁		大正元年10月 明治40年3月 (不明) 明治43年6月 昭和5年3月	昭和9年3月官有に変更
	千葉県	千葉 銚子 東金 茂原	○	明治42年3月 明治29年1月 明治41年9月 大正元年1月	
	山梨県	駿沢 大月		昭和7年10月 明治44年2月	
	栃木県	宇都宮 足利 真岡 鹿沼	○	明治34年3月 (不明) 大正5年10月 明治42年10月	
	茨城県	松原 麻生 龍ヶ崎 下館		(不明) (不明) (不明) 大正2年1月	
	群馬県	中之条 沼田		昭和7年2月 明治30年	
大阪	大阪府	茨木 堺 富田林 住吉		明治43年12月 明治43年11月 昭和6年5月	昭和11年7月(新設)
	兵庫県	伊丹 社 加古川 龍野 上郡 和田山 柏原 兵庫		明治40年8月 大正13年10月 大正元年 明治34年3月 (不明) 大正2年12月 明治45年9月	昭和11年7月(新設)
	奈良県	奈良 吉野		明治30年 明治12年4月	
	和歌山県	粉河 湯浅		明治42年11月 大正11年2月	
	滋賀県	水口 今津		明治20年 大正9年11月	
	福井県	大野 敦賀 小浜		明治45年7月 昭和5年4月 明治43年6月	
	石川県	輪島		明治43年12月	昭和9年4月官有に変更
	富山県	魚津 出町		大正14年11月 明治43年9月	

局名	府県名	税務署名	(敷地)	建設年月	備考
大阪	香川県	丸龜 長尾 土庄		明治 31 年 大正 4 年 11 月 大正 14 年 9 月	
	徳島県	富岡 撫養 脇町 池田		明治 28 年 明治 39 年 10 月 大正 10 年 11 月 明治 43 年 7 月	
	高知県	中村 赤岡 安芸		明治 40 年 10 月 大正 3 年 8 月 明治 42 年 1 月	
札幌	北海道	江差 寿都 岩見沢 留萌 浦河 紋別		明治 40 年 大正 14 年 9 月 昭和 6 年 10 月 明治 24 年 明治 27 年 大正 13 年 5 月	昭和 9 年 3 月官有に変更 昭和 8 年 12 月官有に変更
仙台	宮城県	築館 志津川 大河原		明治 40 年 12 月 明治 29 年 12 月 明治 35 年 5 月	昭和 9 年 4 月官有に変更
	岩手県	花巻 水沢 盛遠野 下閉伊 二戸		大正 7 年 11 月 大正 14 年 12 月 大正 12 年 11 月 明治 45 年 5 月 明治 20 年頃 明治 44 年 11 月	
	福島県	田島 坂下 白河		明治 26 年 10 月 昭和 2 年 8 月 明治 44 年 11 月	
	秋田県	大館 本荘 横手		昭和 2 年 2 月 大正 15 年 11 月 (不明)	昭和 8 年 5 月官有に変更
	青森県	野辺地		大正 15 年 10 月	
	山形県	楯岡 酒田		明治 25 年 10 月 大正 6 年 12 月	
	愛知県	小牧 津島 田口 名古屋北		大正元年 12 月 大正 9 年 4 月 大正 8 年 12 月	昭和 10 年 9 月(新設)
名古屋	静岡県	下田		明治 40 年 12 月	
	三重県	松阪 尾鷲 木本		明治 24 年 9 月 明治 34 年 12 月 昭和 2 年 8 月	
	岐阜県	関 多治見 中津川 高山		大正 4 年 5 月 大正 2 年 5 月 大正 6 年 11 月 大正元年 10 月	
	長野県	岩村田 伊那 木曾 大町 中野		明治 40 年 4 月 大正 13 年 11 月 明治 42 年 7 月 明治 41 年 4 月 明治 43 年 11 月	昭和 9 年 3 月官有に変更
	新潟県	巻 三条 小千谷 柏崎 村上 相川		明治 23 年 12 月 大正 7 年 1 月 大正 13 年 12 月 明治 45 年 3 月 明治 23 年 8 月 昭和 6 年 11 月	昭和 9 年 3 月官有に変更

局名	府県名	税務署名	(敷地)	建設年月	備考
広島	広島県	吉田 西条 忠海 府中 三次 庄原		明治 24 年 1 月 大正 15 年 12 月 大正 11 年 2 月 昭和 2 年 12 月 昭和 2 年 3 月 明治 27 年	
	山口県	三田尻 厚狭		大正 6 年 2 月 大正 3 年 9 月	
	岡山県	瀬戸 西大寺 味野 玉島 高梁 新見 久世		明治 36 年 6 月 大正 3 年 10 月 昭和 5 年 10 月 昭和 9 年 12 月 明治 43 年 3 月 明治 32 年 9 月 大正 7 年 12 月	
	島根県	大東 大森 川本 西郷		明治 15 年 9 月 約 170 年前 大正 10 年 3 月 明治 40 年 8 月	
	愛媛県	大洲		大正 9 年 11 月	
熊本	熊本県	山鹿 宮地 人吉 天草		大正 11 年 1 月 大正 4 年 3 月 大正 9 年 9 月 明治 42 年 8 月	
	福岡県	大川 行橋 八女		明治 26 年 3 月 昭和 5 年 8 月 (不明)	昭和 9 年 3 月官有に変更
	大分県	国東 臼杵 三重 竹田 日田 中津 四日市町		大正 10 年 8 月 明治 44 年 1 月 明治 23 年 7 月 大正 6 年 3 月 昭和 2 年 12 月 明治 29 年 11 月 大正 10 年 12 月	
	長崎県	福江 武生水 巌原		明治 23 年 10 月 明治 20 年 4 月 明治 27 年 2 月	
	鹿児島県	鹿屋 種子島		大正 2 年 10 月 明治 21 年 3 月	
	宮崎県	高鍋 延岡 高千穂		大正 15 年 5 月 昭和 3 年 3 月 明治 4 年 3 月	

東京大学経済学部資料室所蔵「浜田徳海文書」目録 I、9-0-2 No.19「民有税務署府舎調」による。昭和8年5月1日現在の調査であるが、昭和11年7月までの情報が備考に追加されている。なお、那賀署（徳島県）は昭和10年に富岡署と改称された。

これによれば、税務署府舎の官有化は約 6 割程度まで増加している⁽⁵⁰⁾。○印は、府舎は官有だが敷地は借地の署である。

表 5 から民有府舎の建設年代をみると、大森署（島根県）の約 170 年前というのには驚かされる。江戸時代中ごろの建物ということになる。高千穂署（宮崎県）の明治 4 年、吉

野署（奈良県）の明治 12 年、大東署（島根県）の明治 15 年、四谷署（東京都）の明治 18 年前後、水口署（滋賀県）の明治 20 年など、古い建物も少なくない。また、明治 22 年 7 月の府県収税部出張所設置から税務署創設時前後に建設された府舎には、大磯署や卷署などと同様に地元が特別に新築した建物が

存在する可能性があるようと思われる。

また、備考の追加情報にある「官有に変更」というのは、それまでの民有庁舎から官有の新庁舎に移転したという意味である。しかし、昭和 10 年から 11 年に新設された 5 つの庁舎はすべて民有である。この時期は納税者の増加により都市部で税務署が増設されるが、財政難により官有庁舎の建設は極めて困難であった。

昭和 10 年の渋谷署と荒川署（いずれも東京府）については、以下のような史料がある。詳細は分からぬものの、渋谷署の場合は開序式の挨拶で「税務署新設ニ対シ深キ配慮ト好意ヲ寄セラレタル東京市長、渋谷区長其ノ他関係者」に謝意が表されている⁽⁵¹⁾。これらの関係者の尽力で新庁舎の借り入れが実現したのであろう。荒川署の場合は、もっと直截的で、「適當ナ庁舎ヲ賃借リスルコトガ出来ルカ否カニツキ大ニ憂慮セラレタノデアリマスガ、幸ニ野間清治氏ガ本庁舎ヲ新築シテ、此ノ要求ニ応シラレタノデアリマス」と述べられている。

荒川署庁舎を新築した「野間清治」とは、名前だけで通用する講談社社長の野間清治と考えてよいように思われる。更なる検証が必要ではあるが、以下にその理由を簡単に記しておきたい。『野間清治伝』によれば、昭和 9 年 8 月に講談社は小石川区音羽に新社屋を建設するが、同 11 年 6 月にはキングレコードの吹込所と尾久工場が落成している⁽⁵²⁾。荒川署は尾久町に開設されており、講談社と荒川区には接点があったのである。さらに、キングレコードの創設は「健全なる歌」の普及にあり、雑誌「キング」による「雑誌報国」と並行した「レコード報国」が掲げられている。税務署庁舎新築も、この「報国」精神によるものと考えてよいように思えるのである。この当時地元では、荒川区役所の新庁舎建設が進んでいた。昭和 10 年 9 月に地鎮祭が行われ、10 月には荒川区会議長を会長とする荒川

区役所庁舎建設協賛会が設立されている⁽⁵³⁾。区役所庁舎建設を進める荒川区や地元有志には税務署庁舎建設の余力はなく、それが荒川署長の「憂慮」となっていたのであろう。

なお、特別展示では、昭和 12 年 7 月に新設された王子署（東京府）が、財政難のため管内の所得調査委員から民間での庁舎建設案が提起され、ようやく昭和 14 年に落成した事例を紹介している。同様なことは、東京市のみならず大阪市・神戸市・名古屋市の税務署でも起こっていたと思われる。また、税務署新庁舎建設協賛会については、戦後の昭和 22 年の税務署大増設により設立された江戸川署（東京都）の事例を紹介している。戦時体制下と終戦直後と時期は異なるものの、地元の尽力により庁舎建設がなされたもので、それからみれば荒川署の事例は異例に属するといえよう。

おわりに

以上、令和 3 年度特別展示の作成に関わる、戦前期における税務署庁舎の調査結果について述べてきた。

税務署創設期には、政府の財政事情もあり、民間の建物を賃貸することで庁舎が確保された。しかし、庁舎に相応しい建物は少なく、地域の有志や町村などが庁舎を建設して賃貸する事例もあったのである。新庁舎建設の動機は、地元有志の「義侠心」や「好意」、町村による税務署の移転阻止など様々である。しかし、庁舎建設が国税当局の事情だけでなく、地域の有志や町村との関係のなかで行われていたことは確かである。官有の庁舎建設にしても、敷地の確保が地元で行われていることなどを含めれば、それは戦前期を通して基本的に変わらなかったといえる。

行政整理による税務署の統廃合は、その後に廃止された税務署の復活や拡大した管轄を理由とする税務署誘致など、地域において様々な反応を呼び起した。地域の中心とし

て官庁街を形成してきた町村にすれば、税務署などの官庁の存在そのものが町村発展の証しでもあったからである。ただ、庁舎に相応しい建物を確保することは難しく、郡役所や区裁判所、学校跡などを賃貸することも多かったようである。

戦前期の税務署庁舎建設に際しては、管内の租税委員、とくに所得調査委員の役割が大きかったように思われる。展示で取り上げた淀川署、一宮署、王子署、江戸川署の庁舎建設には、所得調査委員をはじめとする租税委員の存在が確認できる。賦課課税時代の所得調査委員会制度は、昭和 22（1947）年の申告納税制度の導入により廃止される。こうした制度の大転換が、戦後の庁舎建設にどのような変化を与えるのか、大いに気になるところであるが、それは今後の課題とせざるを得ない。

戦後の庁舎については、昭和 22 年から 5 か年を目途に整備が計画され、昭和 24 年度以降、「新営または購入の方法によって整備した」とされている⁽⁵⁴⁾。官有庁舎の建設と民有庁舎の購入により、戦後の税務署庁舎は一応の整備をみたのである。

(1) 令和 3 年度特別展示の国税庁ホームページの作成は、研究調査員の山本晶子が担当した。

(2) 以下の経緯については、牛米努『近代日本の課税と徵収』第 3 編第 1 章（有志舎、平成 29 年）を参照のこと。

(3) 山中永之佑ほか編『近代日本地方自治立法資料集成 I』明治前期編、540-541 頁（弘文堂、平成 3 年）。

(4) 千葉県の規定では、収税部出張所は地租係・雜税係・収納係に分課している。雜税係は地方税の營業税・雜種税を取り扱う部署である（租税史料叢書第 9 卷『税務執行関係史料集 I』明治・大正編、史料 1、税務大学校税務情報センター租税史料室、平成 31 年）。以下、本書は『執行 I』と略記し、引用の史料番号を記載する。

(5) 『醸造雑誌』第 24 号（明治 22 年 8 月 25 日）。

税務大学校研究部税務情報センター（租税史料室）所蔵の複製版を使用した。

(6) 前掲『醸造雑誌』第 24 号、『同』第 27 号（明治 22 年 10 月 10 日）。

(7) 税務署は府県取税署を改称して創設されたので、その所在を一覧できる資料は管見の限り確認できない。そのため、創設時の税務署の所在については府県の公報などで確認していく必要がある。ただ、創設後の移転は大蔵省告示で判明する。これらの大蔵省告示を税務署ごとに一覧できるようにしたのが、「税務管理局等及び税務署の所在地異動状況表」である（租税資料叢書第 8 卷『国税行政機関関係法令規類集』II、国税庁税務大学校租税資料室、平成 7 年）。なお、八幡浜税務署（愛媛県）の明治 43 年 3 月の移転が抜けているなど、編纂物なので利用には注意を要する部分もある。

(8) 『大磯町史 3』資料編 近現代(1)、263-284 頁（大磯町、平成 10 年）。同様の史料は、全国の自治体史を調査すれば結構収集できるように思われる。とくに近年は、市町村役場の歴史的行政文書の自治体史編纂への利用が進んでいる。

(9) 『中京財務』第 316 号（名古屋財務研究会、昭和 10 年 2 月）。（昭 43 関信 43）。史料番号を付した史料は租税史料室所蔵である。

(10) 『卷町史』通史編、下巻、47 頁（卷町、平成 6 年）。卷税務署の庁舎の写真は、新潟市歴史博物館の展示図録『にいがたの近代建築—明治・大正・昭和戦前期の建物—』11 頁（新潟市歴史博物館、平成 24 年）に掲載されている。なお、この説明文については新潟市歴史博物館のご教示を受けた。

(11) 昭和 11 年 7 月 21 日「民有税務署庁舎調」（東京大学経済学部資料室所蔵「浜田徳海文書」目録 I、9-0-2、No19）。

(12) 『執行 I』史料 6。

(13) ただし、本吉取税署の移転は、同年 6 月 15 日の三陸津波による被害が甚大だったため延期された（『執行 I』史料 7）。

(14) 「主税局報告」（平 18 関信 667）。

(15) 「局報例規 経理編 会計 下」（平 21 仙台 17）。

(16) 「局報 経理編 内令達・伝達」（昭 56 東京 1873）。

(17) 『執行 I』史料 65。

- (18) 大蔵省百年史編集室『大蔵省百年史』上巻、254頁（大蔵財務協会、昭和44年）。
- (19) 早稲田大学図書館所蔵『税務行政』第9巻・第2号（明治42年2月20日）。
- (20) 前掲『税務行政』第12巻・第5号（明治45年6月25日）。
- (21) 「明治31年日本全国商工人名録」渋谷隆一編『明治期日本全国資産家・地主資料集成III』98頁（柏書房、昭和59年）。
- (22) 「昭和3年7月 移転記録」松本税務署（筆者所蔵）。今井五介は片倉組（後の片倉製糸紡績株式会社）を興した片倉市助の3男で、明治23年にアメリカから帰国して松本製糸所所長に就任した。その後、松本市生糸同業組合長をはじめ、大日本蚕糸会信濃支会商議員など製糸関係の公職を多数歴任している。松本との関係では、明治42年に松本商業会議所の初代会頭や松本電灯社長になり、私立松本商業学校の協議委員長として今日の松商学園の設立に尽力した。国税関係では、明治44年から松本税務署の営業税審査委員に選出されている。松本商業会議所の建物は、今井が元扶桑銀行松本支店の建物を買い取って大修繕を加えて低額で貸与したものである。松本署の庁舎もまた、自己の土地に新築した建物を貸与した（西ヶ原同窓会編『今井五介翁伝』83-87頁、西ヶ原同窓会、昭和24年）。
- (23) 明治・大正期の税務署数や職員数については、『執行I』の解題を参照されたい。
- (24) 『執行I』史料78。
- (25) 『執行I』史料74。
- (26) 『執行I』史料98。若松町から折尾村への庁舎再移転には、地元町村からの請願と地元政治家の関与以外に、本稿の課題との関係では新庁舎の提供や署員の住居の便宜などの内約があったことがわかる。
- (27) 「局報 通編」（平11東京47）。
- (28) 「例規綴（徵収）」（昭43東京83-4）。
- (29) 『執行I』史料81。
- (30) こうした事情は、日露戦後の税務行政の転換を踏まえると、大正期以降、より重要性が増していくことになる。税務行政の転換については、前掲『近代日本の課税と徵収』第3章、拙稿「近代日本の税務行政の変遷－個人所得税の『円満な徵税』を目指して－」『税大ジャーナル』第34号（税務大学校、令和4年）を参照のこと。
- (31) 国立公文書館所蔵「公文雜纂」明治42年・第32巻。
- (32) 同上「公文雜纂」明治42年・第32巻。
- (33) 大蔵省『明治大正財政史』第4巻、歳計（中）、293頁（経済往来社、昭和31年）。
- (34) 『執行I』史料135。
- (35) 「機密人事書類」（平18福岡71）。
- (36) 例えば、明治32年の郡山税務管理局による市街宅地調査では、市街宅地の指標のひとつに集団の戸数や店舗を有する営業者数、工場や会社、鉄道の停車場などとともに「重要ナル官衙公署ノ数」の項目がある（租税史料叢書第1巻『地租関係史料集I～地租条例から宅地地価修正まで～』史料15、税務大学校租税史料館、平成18年）。
- (37) 以下の記述は『執行I』史料98による。
- (38) 『大磯町史7』通史編・近現代、303-305頁（大磯町、平成20年）。
- (39) 鈴木昇『大磯の今昔（二）』142-155頁（昭和55年）。この文献については、大磯町郷土資料館学芸員の富田三紗子氏のご教示を得た。記して感謝申し上げる。
- (40) 「横浜貿易新報」大正4年12月21日（国立国会図書館所蔵マイクロフィルム版）。
- (41) 『執行I』96。
- (42) 大正6年9月司法省告示第34号（『法令全書』第9号、印刷局、大正6年）。
- (43) 木更津税務会・木更津税務署『木更津税務署百年の歩み』42-43頁（木更津税務署百年史編纂委員会、平成9年）。
- (44) 前掲「公文雜纂」大正14年・第16巻。
- (45) 前掲「公文雜纂」大正15年～昭和元年・第18巻、「同」昭和2年・第23巻、「同」昭和8年・第32巻による。
- (46) 大蔵省昭和財政史編集室『昭和財政史』第2巻、16-20頁（東洋経済新報社、昭和31年）。
- (47) 同上『昭和財政史』第8巻、412-413頁（東洋経済新報社、昭和33年）。
- (48) 以下の記述は「昭和6年8月 淀川税務署新築落成移転記念誌」淀川税務署（平5大阪1）による。
- (49) 「一宮税務署庁舎新営工事概略」（平23名古屋9）。同史料は、同署の移転記念品の一つとして関係者に配付されている（一宮税務署『資料が

語る租税 100 年』23-27 頁、一宮税務連絡協議会、平成 10 年)。

(50) 昭和期の税務署数については、租税史料叢書第 10 卷『税務執行関係史料集 II』昭和戦前編(税務大学校税務情報センター租税史料室、令和 3 年)の解題を参照いただきたい。

(51) 『財務協会雑誌』第 19 卷・第 12 号(昭和 10 年 12 月)。(昭 43 東京 212-3)。

(52) 中村孝也『野間清治伝』685-700、709-711 頁(野間清治伝記編纂会、昭和 19 年)。なお、複数の新聞を調査したが、関係する記事は見つけられなかった。

(53) 東京市荒川区役所『荒川区史』293-294 頁(東京都荒川区役所、昭和 11 年)。

(54) 国税庁『国税庁二十年史』93 頁(大蔵財務協会、昭和 44 年)。国税庁『国税庁五十年史』519 頁(国税庁、平成 12 年)。